

北海道建築士会継続的な能力の開発の促進に関する規則(CPD規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本建築士会連合会継続的な能力の開発の促進に関する規則（以下「連合会CPD規則」という。）第2条に基づき、継続的な能力の開発に関する事業（以下「建築士会CPD制度」という。）を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(建築士会CPD制度の実施)

第2条 本会は、連合会CPD規則及びこの規則の定めるところにより、建築士会CPD制度を実施する。

2 連合会CPD規則は、この規則の施行の日から適用する。

(用語の定義)

第3条 この規則における用語の意義は、連合会CPD規則の定めるところによる。

(連合会CPD規則第4条第1項第3号の参加者の登録の方法及び第5条第1項のデータ管理費の納付の方法)

第4条 建築士会CPD制度に参加しようとする者は、建築士会CPD制度参加登録申込書（様式第1号）に必要な事項を記載し、CPDカード発行費及びデータ管理費（CPD参加者（連合会CPD規則第4条第2項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）の会員登録の内容、CPD単位の取得状況その他建築士会CPD制度への参加に必要な各種データの管理に必要な費用をいう。以下同じ。）の合計額を添えて、本会の事務所（札幌市中央区大通西5丁目11番地）に提出することにより、連合会CPD規則第4条第4項のCPDカード（CPD参加者が履修した研修プログラムの履修記録の登録を円滑に行うための参加者証をいう。以下同じ。）の発行に係る申し込みを兼ねて会長に申し込みをしなければならない。

2 前項の申し込みに係る建築士会CPD制度への参加の期間は、次の各号に掲げる参加しようとする者の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 本会の会員 申し込みの日の属する年度の初日から起算して5年間

(2) 前号以外の者 申し込みの日の属する年度の初日から起算して1年間

3 連合会CPD規則第4条第6項の規定によるCPDカードの再発行を受けようとする者は、改めて第1項の申し込みをしなければならない。

4 第2項及び第5項並びに次条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により改めて申し込みをする場合について準用する。

5 第1項の申込書の提出は、会長が申込者の利便を勘案し、別に方法を定めたときは、これによることができる。

(連合会CPD規則第4条第7項の初期登録費等及び同規則第5条第2項のデータ管理費)

第5条 連合会CPD規則第4条第7項の初期登録費は、無料とする。

2 前条第1項のCPDカード発行費及びデータ管理費の合計額は、次の各号に掲げるCPD参加者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 本会の会員 5年間につき5,000円(税別)

(2) 前号以外の者 1年間につき20,000円(税別)

3 会長は、建築士会CPD制度の普及促進のため必要があると認めるときは、理事会の承認を受けて、前項のCPDカード発行費及びデータ管理費の合計額の減額に係る措置を講ずることができる。

(連合会CPD規則第6条ただし書きの登録の変更内容の届出の方法)

第6条 連合会規則第6条の建築士会CPD制度への登録の内容等の変更に係る届出は、建築士会CPD制度登録内容変更届出書（様式第2号）に必要な事項を記載し、本会の事務所に提出することにより行うものとする。

2 前項の建築士会CPD制度登録内容変更届出書の提出は、会長がCPD参加者の利便を勘案し、別に方法を定めたときは、これによることができる。

(連合会CPD規則第9条第3項ただし書きのプロバイダーによる研修プログラムの申請の方法)

第7条 連合会規則第9条第1項及び第2項のプロバイダーによる研修プログラムの認定に係る申請は、建築士会CPD制度プログラム認定申請書（様式3号）に必要な事項を記載し、本会の事務所に提出することに

より行うものとする。

- 2 前項の建築士会CPD制度プログラム認定申請書の提出は、会長がプロバイダーの利便を勘案し、別に方法を定めたときは、これによることができる。

(連合会CPD規則第10条第3項ただし書きのCPD参加者による研修プログラムの申請の方法)

第8条 連合会規則第10条第2項のCPD参加者による研修プログラムのCPD単位の認定に係る申請は、建築士会CPD制度プログラム認定申請書(様式第4号)に必要な事項を記載し、本会の事務所に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の建築士会CPD制度プログラム認定申請書の提出は、会長がCPD参加者の利便を勘案し、別に方法を定めたときは、これによることができる。

(連合会CPD規則第11条第1項のプロバイダーによるプログラム認定手数料等)

第9条 連合会CPD規則第11条第1項のプロバイダーによる研修プログラムの認定に係るプログラム認定手数料は、次の各号に掲げるプロバイダーの区分に応じ、当該各号に掲げる額に当該申請に係る研修プログラムの参加予定者数(連合会CPD規則第11条第2項の場合にあつては、参加者数)1人につき50円を加算した額とする。

(1) 本会の賛助会員であるプロバイダー 10,000円(税別)

(2) 前号以外のプロバイダー 22,000円(税別)

- 2 前項のプログラム認定手数料は、連合会CPD規則第11条第2項により、公益性又は公共性のあるプロバイダーとして会長が別に定めるものについては、免除する。

(連合会CPD規則第11条第4項のプロバイダー登録料)

第10条 連合会CPD規則第11条第4項のプロバイダー登録料は、次の各号に掲げるプロバイダーの区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 本会の賛助会員であるプロバイダー 20,000円(税別)

(2) 前号以外のプロバイダー 50,000円(税別)

- 2 連合会CPD規則第11条第4項においてプロバイダー登録を受ける場合の建築士会CPD制度プロバイダー登録申請書は、様式第5号とする。

(連合会CPD規則第12条第1項のCPD参加者によるプログラム認定手数料)

第11条 連合会CPD規則第12条第1項のCPD参加者による研修プログラムのCPD単位の認定に係るプログラム認定手数料は、次の各号に掲げるCPD参加者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 本会の会員 0円

(2) 前号以外の者 1,500円(税別)

(連合会CPD規則第16条第2項のCPD実績証明書の交付に係る手数料)

第12条 連合会CPD規則第16条第2項のCPD実績証明書の交付に係る手数料は、次の各号に掲げるCPD参加者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 本会の会員 1通あたり500円(税別)

(2) 前号以外の者 1通あたり1,000円(税別)

(連合会CPD規則第17条第1項のCPD単位の登録内容の一部公開の方法)

第13条 連合会CPD規則第17条第1項のCPD参加者のCPD単位の登録内容の一部の公開の方法は、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

2 連合会CPD規則附則第9条の規定により、この規則の施行前の継続的な能力の開発の促進に関する規則は、この規則の適用の日をもって廃止する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。